

大町市訪問入浴サービス重要事項説明書

アムール大町 訪問入浴介護事業所

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人アムール
- (2) 法人所在地 長野県長野市若里二丁目10番1号
- (3) 電話番号 026-226-9485
- (4) 代表者氏名 理事長 清水隆一
- (5) 設立年月 平成16年6月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域生活支援事業実施事業所(訪問入浴サービス)【2071200295号】
- (2) 事業の目的 身体障害者、知的障害者に対し、適正な訪問入浴サービスを提供することを目的とする
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人アムール アムール大町 訪問入浴介護事業所
- (4) 事業所の所在地 長野県大町市大町4603-1
- (5) 管理者 中村秀明
- (6) 運営方針
 - ①利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、専用車両を用いて居宅における入浴の援助を行う。
 - ②利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めます。
 - ③関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
- (7) 開設年月日 平成16年6月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域：大町市、東筑摩郡生坂村、北安曇郡(小谷村を除く)、安曇野市(旧三郷村、旧堀金村を除く)
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	下記の休業日を除く毎日	8:30~17:30
休業日	日曜日、盆休8月14・15日、年末年始12月30日~1月3日	

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	職 員 数	業務内容
管理者	1名(兼務)	運営管理
看護師	名 (常勤 名、兼務 名)	訪問入浴介護
介護職員	名 (常勤 名、非常勤 名)	訪問入浴介護

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスは訪問入浴です。

(1) サービスの概要

事業者は、看護職員1名と介護職員2名を利用者の居宅に訪問させ、必要な健康チェックの後、入浴に相当と判断した場合において、居宅サービス計画に基づく訪問入浴サービスを実施します。サービスに必要な器具・物品などは、事業者が用意します。

なお、入浴によりお客様の身体の状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合に、その主治医の意見を確認した上で、介護職員3名による訪問入浴介護を行うことがあります。

①入浴前に利用の体調チェックし、入浴実施の可否を決定（看護師が血圧・体温・脈拍をチェック）

②入浴の準備をし、入浴を実施

③入浴の体調チェック（看護師が入浴前と同様にチェックを行い、体調を確認）

④終了（後片付けをし、退出）

* 看護師が入浴実施不可と判断した場合は、全身清拭・部分清拭・爪切り・シーツ交換・オムツ交換・寝衣交換等の介助および助言指導の中から、看護師が適当と思われるサービスをお客様の同意を得て実施することがあります。

(2) 利用者負担額

サービスのご利用については、通常9割が大田市地域生活支援事業の給付対象となります。事業者が給付を代理受領する場合には、利用者負担分としてサービスご利用料金の1割をお支払いいただくことになります。ただし、減免が適用される場合もありますので、受給者証の利用者負担上限月額をご確認ください。

(3) ご利用料金のお支払い方法

利用料金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いします。

①指定口座からの自動集金（毎月20日引落／金融機関：八十二・長野・長野信金・郵便局・農協・長野県信）

②銀行振込にてのお支払（毎月末日まで）

利用者負担額については、1か月のご利用分ごとにご請求させていただきますので、原則としてご利用翌月の20日に金融機関口座からの自動引き落としでお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出て下さい。

②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

・利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料

・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 625円

③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、サービスの稼働状況によりご希望どおりサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

6. サービスのご利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う従業者

従業者がローテーションにより交替してサービスを提供します。

(2) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

（３）サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容に応じたサービス利用料金を請求します。

（４）受給者証の確認

受給者証の記載内容に変更があった場合は、すみやかに従業者までお知らせください。また、担当の従業者が受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示をお願いすることもあります。

（５）従業者の禁止行為

従業者は、利用者に対するサービスの提供にあたり、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受

③金銭の貸借、管理

④飲酒及び喫煙

⑤利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

（６）サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申出下さい。利用者の病変、急な入院などやむを得ない理由がある場合は、１週間内の文書による通知でサービスを終了させることができます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様がお亡くなりになった場合
- ・利用資格を喪失された場合

④その他

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、又は当事業所が破産した場合、お客様は即座にサービスを終了することができます。

お客様が、サービス利用料金の支払いを２ヶ月分以上滞納し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず１ヶ月以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業員に対して本契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

(1) サービス実施記録の確認

（２）利用者の記録や情報の管理、開示について

(1) 従業者は、業務上知りえた利用者やそのご家族の秘密を保持します。

(3) 利用者やそのご家族の個人情報を用いる必要がある場合は、あらかじめ同意を得ることとします。

担当：中村秀明（受付時間 月～土曜日 8：30～17：30）

大町保険福祉事務所 TEL：0261-22-5111 FAX：0261-23-2266

氏 名 _____ (印)